

2021年7月26日

各位

会社名 ユナイテッド&コレクティブ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 坂井 英也  
(コード:3557、東証マザーズ)  
問合せ先 社長室室長 畑中 俊哉  
(TEL. 03-6277-8088)

**第三者割当による優先株式の発行、定款の一部変更  
並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ**

当社は、本日付の当社取締役会において、次の①、②、③及び④の各事項について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- ① DB J 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合（以下「本割当予定先」といいます。）に対して、第三者割当の方法により、総額500,000,000円のA種優先株式（以下「A種優先株式」といいます。）を発行すること（以下「本第三者割当増資」といいます。詳細については下記「Ⅰ. 本第三者割当増資について」をご参照ください。）
- ② 2021年8月27日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、A種優先株式に関する規定の新設等の定款の一部変更を行うこと（以下「本定款変更」といいます。詳細については下記「Ⅱ. 本定款変更について」をご参照ください。）に係る議案を付議すること
- ③ 本臨時株主総会に、(i) 本第三者割当増資及び(ii) 資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えることに係る各議案を付議すること
- ④ 資本金の額及び資本準備金の額を、本第三者割当増資と同時に、本第三者割当増資により増加する資本金の額及び資本準備金の額と同額分減少すること（以下、上記③(ii)に記載した資本金の額の減少と併せて「本資本金等の額の減少」といいます。詳細については下記「Ⅲ. 本資本金等の額の減少について」をご参照ください。）

I. 本第三者割当増資について

1. 募集の概要

(1) 払込期日	2021年8月31日
(2) 発行新株式数	A種優先株式500株
(3) 発行価額	1株につき1,000,000円
(4) 発行価額の総額	500,000,000円 発行諸費用の概算額を差し引いた概算額については、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」をご参照ください。
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によりDBJ飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合に全てのA種優先株式を割り当てます。
(6) その他	<p>詳細は別紙I「A種優先株式発行要項」をご参照ください。</p> <p>A種優先株式の優先配当率は年4.0%に設定されており、A種優先株主は普通株主に優先して、配当を受け取ることができます。ある事業年度において、A種優先株主への優先配当金が不足した場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積します。A種優先株主は、当該優先配当に加え、当社普通配当を受け取ることはできません。</p> <p>A種優先株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されており、A種優先株式の発行要項においては、A種優先株主は、いつでも、当社に対して、金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「償還請求」といいます。）できることとされていますが、本割当予定先との間で本日付で締結する株式投資契約書（以下「本引受契約」といいます。）の規定により、下記2.（3）「A種優先株式の概要②金銭を対価とする取得請求権」に記載する場合を除き、本割当予定先は、2029年8月30日までの間、金銭を対価とする取得請求権を行使しないものとされています。</p> <p>当該取得請求権が行使された場合に交付される金銭の額（以下「償還価額」といいます。）は、払込金額についてA種優先株式の発行日から償還請求日までの期間の優先配当率を適用し、複利計算をして算出される金額から、支払済の優先配当金相当額（支払日から償還請求日までの期間の優先配当率を適用し、複利計算をして調整した額）を控除した金額とし、当社の分配可能額を限度としております。</p> <p>当社は、当社の取締役会が別途定める日（以下「強制償還日」といいます。）において、金銭を対価として、A種優先株式の全部又は一部を取得する（以下「強制償還」といいます。）ことができます。A種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、払込金額についてA種優先株式の発行日から強制償還日までの期間の優先配当率を適用し、複利計算をして算出される金額から、支払済の優先配当金相当額（支払日から強制償還日までの期間の優先配当率を適用し、複利計算をして調整した額）を控除した金額とし、当社の分配可能額を限度としております。</p> <p>A種優先株式には、普通株式を対価とする取得請求権又は取得条項はありません。</p> <p>A種優先株式には、法令には別段の定めのある場合を除き、議決権はありません。</p> <p>A種優先株式の発行は、(i) 本臨時株主総会において本定款変更に係る議案が承認されること、及び(ii) 本臨時株主総会において本第三者割当増資に係る議案の承認が得られることを条件としております。</p>

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 募集に至る経緯及び目的

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びこれに伴う緊急事態宣言の発出・延長等により、急速な景気の低迷が生じております。特に外食産業においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた休業要請や外出自粛による来店客数の激減により極めて厳しい経営環境となっております。

当社は、手頃な価格で“本当に美味しい料理”を多くの人々に届けるために、店内仕込みを徹底する「ISP戦略 (In Store Preparation)」、高品質を担保できる商品に限定して外部委託を行い生産性を高める「PISP戦略 (Productive In Store Preparation)」を行ってまいりました。

2021年より、「PPMセンター」を立ち上げ、「PPM戦略 (Preparation Process Management)」を押し進めております。一律のセントラルキッチン化でも、一律の店内仕込みでもなく、どの作業を店舗に残し、どの作業をセントラルキッチンに譲るのかを外食ならではの圧倒的な商品力と、食品工場に匹敵する高い生産性を理想に、それぞれの業態、それぞれの商品において、緻密な調理工程管理を行う当社の戦略です。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための外出の自粛や臨時休業、営業時間短縮等が大きく影響し、2021年2月期の売上高は3,351,977千円(前年同期比58.1%減)、売上総利益は2,496,576千円(前年同期比57.9%減)、営業損益は1,428,094千円の損失(前年同期は営業利益148,946千円)、経常損益は1,297,542千円の損失(同経常利益126,865千円)、当期純損益は1,624,258千円の損失(同当期純利益36,284千円)となりました。2021年2月期末の財政状態につきましては、総資産は5,615百万円(前期より139百万円の増加)、負債合計は5,582百万円(前期より1,747百万円の増加)、純資産合計は33百万円(前期より1,607百万円の減少)となり、財務基盤を大きく毀損しております。引き続き新型コロナウイルス感染拡大の状況は不透明な状況にあるため、当社には、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要なリスクを生じさせるような状況が存在しております。

このような状況のもとで、当社は、2021年2月8日を割当日とする第三者割当による第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行を行い、①既存ブランドの強化及びリブランド、②新ブランドの開発・出店、③Eコマース等の時流にあった新しい食の事業への参入等の事業構造改革を押し進めております。2021年5月14日までに全ての第6回新株予約権の行使が完了しております。その調達資金は①のうち既存ブランドへのセルフレジの導入及び新規出店に加え、③を見越した自社加工工場の新設等へ充当を予定しており、先行き不透明な状況は続いているものの支出予定時期に大きな変更はございません。なお、②につきましては第7回新株予約権の行使による調達資金を充当する予定であります。他方で、第7回新株予約権は当社の株価水準が当初行使価額に達していないため、行使されておられません。

上記のとおり、当社は事業構造改革を押し進めておりますが、2021年4月の緊急事態宣言の再発出に際し、営業時間の短縮に加え、酒類提供を停止したこと等により事業環境が更に悪化しております。さらに、7月にも東京において緊急事態宣言が発出されるなど、先行きは依然不透明な状況です。この厳しい事業環境を乗り越えるため、更なる資本の増強、安定的な事業資金を早急に確保することが必要であると判断いたしました。

### (2) 本第三者割当増資を選択した理由

自己資本が大幅に減少している当社の財務状況及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響の見通しが不透明な状況においては、当社は、資本性の資金調達を実施することにより、自己資本の増強を図ることが、長期的な株主価値の維持向上のためには適切であると判断いたしました。また、早期に資金環境の安定化を図るため、迅速かつ確実性の高い第三者割当増資の方法によることが、当社にとって最適な資金調達方法であると判断いたしました。なお、既に発行し未行使となっている第7回新株予約権については、業績回復後の更なる成長資金とするために発行時の株価水準よりも高い当初行使価額を設定して発行したものですので、現時点では行使価額の下修正を行って、第7回新株予約権の行使による資金調達を促進することは予定しておりません。

一方で、仮に普通株式を発行する方法により同程度の資金調達を図る場合、急激かつ大規模な普通株式の希薄化及び株主構成の変化が生じ、当社の安定した事業運営や既存株主の保有する株式価値に多大な影響を与えることが懸念されるため、普通株式への転換権を有さず、普通株式の希薄化

の生じないA種優先株式を発行する方法による資金調達を、当社にとって有効な選択肢であると判断いたしました。

今回の割当予定先は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた飲食・宿泊等の企業に対する支援を目的として組成された投資事業有限責任組合です。当社としては、本第三者割当増資による優先株式引受を通じて、コロナ禍における厳しい経営環境を乗り越えるための安定的な資金を確保するとともに、普通株式の希薄化回避及び自己資本の増強が可能となることから、割当先として適切であると判断しております。

### (3) A種優先株式の概要

#### ① 優先配当

A種優先株式の優先配当率は年4.0%に設定されており、A種優先株主は普通株主に優先して配当を受け取ることができます。ある事業年度において、A種優先株主への優先配当金が不足した場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積し複利計算します。A種優先株主は、当該優先配当に加え、当社普通配当を受け取ることはできません。

#### ② 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されております。

A種優先株式の発行要項においては、A種優先株主は、いつでも、当社に対して、金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求できるとされておりますが、本引受契約の規定により、本割当予定先は、原則として、2029年8月30日までの間、金銭を対価とする取得請求権を行使しないものとされています。

但し、本引受契約上、2029年8月30日以前であっても、本割当予定先は、(a)当社の2022年2月末日及びそれ以降の各事業年度末日現在の分配可能額が、当該事業年度末日を強制償還日として当該時点におけるA種優先株式の全部について強制償還をしたと仮定した場合の強制償還価額の合計額以下になった場合、(b)払込期日において本引受契約に定める前提条件が成就していなかったことが発覚した場合（但し、成就しない前提条件を本割当予定先が全て書面により放棄した場合は除く。）、又は(c)当社が、本引受契約の条項に違反（本引受契約上の表明及び保証違反を含む。）した場合であって、本割当予定先から契約違反の存在を指摘する書面による通知を受領した日（同日を含む。）から起算して30日を経てもなお当該違反が治癒されない場合（但し、当該違反の治癒が客観的に不可能又は著しく困難な場合は、かかる治癒期間の経過を要しないものとする。）には、本割当予定先が当該事由の発生について書面による承諾をした場合を除き、金銭を対価とする取得請求権を行使できるものとされています。

A種優先株式に付された金銭を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される金銭の額は、払込金額についてA種優先株式の発行日から償還請求日までの期間の優先配当率を適用し、複利計算をして算出される金額から、支払済の優先配当金相当額（支払日から償還請求日までの期間の優先配当率を適用し、複利計算をして調整した額）を控除した金額とし、当社の分配可能額を限度としております。

#### ③ 金銭を対価とする取得条項（強制償還条項）

当社は、法令の許容する範囲内において、強制償還日の到来をもって、金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することができます。但し、本引受契約上、当社は、A種優先株主に対して強制償還日の10営業日前までに書面による通知を行うこととされています。

A種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、払込金額についてA種優先株式の発行日から強制償還日までの期間の優先配当率を適用し、複利計算をして算出される金額から、支払済の優先配当金相当額（支払日から強制償還日までの期間の優先配当率を適用し、複利計算をして調整した額）を控除した金額とし、当社の分配可能額を限度としております。

#### ④ 議決権及び譲渡制限

A種優先株式には、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会における議決権が付されておられません。

また、発行要項及び本引受契約上、A種優先株式には譲渡制限は付されておられません。  
 その他A種優先株式の詳細につきましては、別紙I「A種優先株式発行要項」をご参照ください。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	500,000,000円
② 発行諸費用の概算額	10,000,000円
③ 差引手取概算額	490,000,000円

※1 発行諸費用の概算額は、本第三者割当増資に係る発行諸費用の概算額であり、消費税等は含まれておりません。

※2 発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税相当額、弁護士費用、組成手数料、臨時報告書等の書類作成費用等であります。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
事業資金	490	2021年3月～2022年2月

※1 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等にて管理します。

※2 調達資金は、2022年2月期の期首から払込期日までの間に支出済の事業資金にも充当する予定であるため、支出予定時期の始期を2021年3月としております。

当社は、2021年2月8日に発行した第6回新株予約権により、事業構造改革を推進する間の運転資金として300百万円を確保しましたが、「2. 募集の目的及び理由」に記載の通り、2021年4月及び7月の緊急事態宣言再発出に伴い事業環境が悪化し、安定的な事業運営を継続するための運転資金の確保が再度必要となりました。このような状況において、割当予定先と協議を重ねた結果、引き続き事業構造改革に取り組みつつ、厳しい経営環境を乗り越えるための事業資金として490百万円を確保することといたしました。

### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により調達する資金については、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」の「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり使途に充当し、自己資本の増強による財務基盤強化を行うことで、資金調達の柔軟性の維持・向上、金融機関との安定的な取引継続に向けた体制づくり、及び手元資金の拡充を図り、当社事業の安定的かつ長期的な成長を実現してまいります。

当社は、本第三者割当増資の実行がより一層の企業価値向上に寄与するものと考えており、上記資金使途は当社にとって合理性があるものと判断しております。

### 5. 発行条件等の合理性

#### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、当社にとって最も有利な条件での資金調達の実現に向けて、当社の置かれた足下の厳しい経営環境及び財務体質、多額の資本性の資金需要、当社の足下の株価状況等を踏まえつつ、本割当予定先との間で本第三者割当増資に係る出資の方法及び内容に関する交渉を重ねてまいりました。真摯な交渉を重ねた結果、A種優先株式については払込金額を1株当たり1,000,000円と決定いたしました。当社はA種優先株式の価値算定書等を取得していないものの、当社としては、今回の割当予定先は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた飲食・宿泊等の企業に対する支援を目的として組成された投資事業有限責任組合であるところ、社債型優先株式にかかる優先配当率の市場水準等を勘案しても、その配当率は割高ではないと判断していることから、かかる払込金額には合理性が認められると考えております。

上記のとおり、当社としては、A種優先株式の払込金額には合理性が認められると考えておりますが、A種優先株式は客観的な市場価格がなく、また優先株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、A種優先株式の払込金額が割当予

定先によって特に有利な金額であると判断される可能性も否定できないため、念のため、当社は、本臨時株主総会での会社法第 199 条第 2 項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件として A 種優先株式を発行することといたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、A 種優先株式を 500 株発行することにより、総額 500,000,000 円を調達いたしますが、上述した A 種優先株式の発行の目的及び資金使途に照らすと、A 種優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。なお、A 種優先株式については、株主総会における議決権はなく、普通株式を対価とする取得請求権等も付与されていないため、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性はありません。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 本割当予定先の概要

(1) 名 称	DB J 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合	
(2) 所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目 9 番 6 号	
(3) 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
(4) 組 成 目 的	中堅・大企業の飲食・宿泊業等の発行する償還型無議決権優先株式の取得	
(5) 組 成 日	2021年 3 月 31 日	
(6) ファンド総額	500億円(当初)	
(7) 出 資 者 の 概 要	株式会社日本政策投資銀行 代表取締役 渡辺 一 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 6 号	
(8) 業務執行組合員の概要 (無限責任組合員) (General Partner)	名称	DB J 地域投資株式会社
	所在地	東京都千代田区大手町一丁目 9 番 6 号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 松木 大
	事業内容	投資事業有限責任組合への出資及び組成・運営に関する業務 株式、社債又は持分等に対する投資業務等
	主たる出資者 資本金	株式会社日本政策投資銀行 100% 700万円
(9) 当社と当該ファンドの間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

※ 本割当予定先の業務執行組合員である DB J 地域投資株式会社は、株式会社日本政策投資銀行の完全子会社であるところ、当社は、株式会社日本政策投資銀行が 2021 年 6 月 24 日付で関東財務局長宛てに提出している有価証券報告書により、同社が、「内部統制基本方針」を策定し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断するための体制を整備していること及び同社の株主が財務大臣のみであることを確認しております。これらにより、当社は、株式会社日本政策投資銀行の完全子会社である DB J 地域投資株式会社が反

社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。当社は、以上のとおり、本割当予定先の業務執行組合員が反社会的勢力とは一切関係していないと判断するとともに、本割当予定先が反社会的勢力でない旨を直接確認し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

## (2) 本割当予定先を選定した理由

本割当予定先を選定した理由については、上記「2. 募集の目的及び理由」をご参照ください。

なお、当社は、本引受契約において、本割当予定先との間で、当社に対する出資のほか一定の事項について合意しているところ、その概要は以下のとおりです。

### ① 当社の遵守事項

当社は、大要、以下の事項等を、本割当予定先に誓約しております。

(1) 当社は、2021年8月31日（以下「クロージング日」といいます。）までの日を開催日として、本定款変更及びA種優先株式の発行を会議の目的事項に含む臨時株主総会を招集する。当社は、クロージング日までに、本定款変更及び本第三者割当増資に必要な法令等及び定款等の内部規定上必要な手続を全て完了させる。

(2) 当社は、A種優先株式の発行に伴い増加する資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ250,000,000円減少させるものとし、クロージング日を効力発生日として当該減少額をその他資本剰余金に繰り入れる。

(3) 当社の本割当予定先に対する剰余金の配当又は本割当予定先によるA種優先株式の全部又は一部の取得請求権の行使に際し、当社の資本金、資本準備金又は利益準備金の額の減少を行わなければ、これらに応じることができない場合、当社は、速やかに、法令等の定めに従い、資本金、資本準備金又は利益準備金の額の減少を会議の目的事項とする株主総会を招集し、本割当予定先に対する剰余金の配当又はA種優先株式の金銭を対価とする取得を可能にするために、法令等に違反しない範囲で、必要な措置を講じる。

(4) 本割当予定先の事前の書面による承諾（但し、本割当予定先は当該承諾を不合理に拒否又は留保しない。）がある場合を除き、一定の重要な事項（事業の全部若しくは重要な一部の中止若しくは廃止、重要な不動産の譲渡若しくは譲受け、定款の重要な変更（但し、本定款変更を除く。）、組織再編等、解散、倒産手続開始の申出若しくは申立て、自己株式若しくは自己新株予約権の取得（但し、A種優先株式の取得条項又は取得請求権の行使に基づくA種優先株式の取得を除く。）、普通株式についての剰余金の配当（但し、配当後もA種優先株式の強制償還価額が確保されている場合を除く。）、資本金若しくは資本準備金の増加、代表取締役の変更、債務保証若しくは債務引受による債務負担行為、新たなスワップ取引、オプション取引その他のデリバティブ取引、新たな出資若しくは貸付、又は第三者の負担する債務を被担保債務として行う担保提供等）を行わないこと。

### ② 金銭を対価とする取得請求権の行使制限

本割当予定先は、原則として、2029年8月30日（同日を含む。）までの間、A種優先株式について金銭を対価とする取得請求権を行使することはできません。

### ③ 払込義務の前提条件

大要、以下の事項等が、本割当予定先によるA種優先株式に係る払込義務の履行の前提条件となっております。

(1) 当社が、本引受契約の締結及び履行を決議した当社の取締役会議事録の写し等の各書類を本割当予定先に提出し、本割当予定先がこれを受領し、その内容に満足していること。

(2) 本引受契約上の当社による表明及び保証が、クロージング日において真実かつ正確であり、その真実性又は正確性を疑わせる事情が存在しないこと。

(3) 当社が本引受契約上負う義務又は遵守すべき事項に違反が存在しないこと。

(4) 本定款変更の効力が発生し、維持されていること。

(5) 当社による本定款変更、A種優先株式の発行及び本割当予定先に対するA種優先株式の割当てのために必要な当社の株主総会決議及び取締役会決議並びにその他必要な手続が完了し

ており、かかる決議がいずれも取り消されていないこと。当該手続について、何らの訴え、申立てその他の法的手続（新株発行差止めの訴え、新株発行無効の訴え又は株主総会決議の取消し、無効確認若しくは不存在確認の訴えを含むが、これらに限られない。）が行われていないこと。

（6）当社は、A種優先株式の発行に伴い増加する資本金の額及び資本準備金の額をクロージング日を効力発生日としてそれぞれ 250,000,000 円減少させ、その他資本剰余金とするために必要な手続（債権者異議に係る公告及び催告の期間の経過を含むが、これに限られない。）について全て完了しており、かかる手続がいずれも取り消されておらず、当該手続について、何らの異議申述、訴え、申立てその他の法的手続が行われていないこと。A種優先株式に係る払込みがなされた場合には、クロージング日においてかかる資本金の額の減少等の効力が発生することが確実と見込まれること。

（7）本割当予定先によるA種優先株式の取得に当たり、クロージング日までに当社が取得すべき許認可（もしあれば）が全て適法かつ有効に取得され、維持されていること。

（8）当社の経営、財政状態、信用状況等に重大な悪影響を及ぼす事態が発生していないこと。

（9）本引受契約において企図する取引に重大な悪影響を与えると認められる国内外の金融、為替、政治又は経済上の変動が生じていないこと。

### （3）本割当予定先の保有方針

当社は、本割当予定先から、原則として、A種優先株式を中期的に保有する方針である旨の説明を受けております。

### （4）本割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

DBJ 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合は、株式会社日本政策投資銀行が、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた飲食・宿泊等の企業の支援を目的として設立したファンドであり、ファンド総額 500 億円（当初）を保有することから、当社は、本割当予定先が払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

## 7. 募集後の大株主及び持株比率

### （1）普通株式

本第三者割当増資前 (2021年2月28日現在)		本第三者割当増資後
坂井 英也	34.5%	同左
パトリック&カンパニー株式会社	27.2%	
サントリー酒類株式会社	6.6%	
アサヒビール株式会社	3.4%	
中瀬 一人	1.3%	
矢野 秀樹	1.3%	
宝酒造株式会社	1.1%	
渡邊 烈任	0.2%	
江藤 博文	0.2%	
柳林 義継	0.1%	

※ 上表における持株比率は、2021年2月28日現在の株主名簿に基づき、小数点以下第2位を四捨五入して算出しております。なお、当社が所有している自己株式が 180 株ありますが、上表の持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### （2）A種優先株式

本第三者割当増資前 (2021年2月28日現在)		本第三者割当増資後
該当なし	DBJ 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合	100%



8. 今後の見通し

本第三者割当増資による当社の業績に与える具体的な影響については精査中です。今後、公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当増資は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

(単位：千円)

	2019年2月期	2020年2月期	2021年2月期
売上高	7,294,543	8,004,683	3,351,977
営業利益	209,402	148,946	-1,428,094
経常利益	171,603	126,865	-1,297,542
当期純利益	66,416	36,284	-1,624,258
1株当たり純資産額(円)	532.81	544.86	7.89
1株当たり配当額(円)	—	—	—
1株当たり当期純利益金額(円)	22.40	12.05	-539.33

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2021年2月28日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	3,311,300株	100.0%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	96,000株	2.9%

(注) 上記潜在株式数は、全てストックオプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2019年2月期	2020年2月期	2021年2月期
始値	3,005円	1,708円	1,259円
高値	3,460円	1,884円	1,345円
安値	1,568円	1,199円	794円
終値	1,708円	1,199円	1,235円

(注) 各株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。

② 最近6カ月間の状況

	2月	3月	4月	5月	6月	7月
始値	1,278円	1,235円	1,252円	1,016円	1,041円	1,142円
高値	1,345円	1,298円	1,286円	1,046円	1,157円	1,248円
安値	1,225円	1,177円	1,000円	1,001円	1,037円	1,135円
終値	1,235円	1,253円	1,016円	1,040円	1,135円	1,223円

(注) 2021年7月の株価については、2021年7月21日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	2021年7月21日
始 値	1,237 円
高 値	1,243 円
安 値	1,222 円
終 値	1,223 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による新株式の発行

払 込 期 日	2018年7月31日
資 金 調 達 の 額	396,604,000 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	2,920 円
募集時における 発行済株式総数	2,874,400 株
当該募集による 発行株式数	136,900 株
募集後における 発行済株式総数	3,011,300 株
割 当 先	アサヒビール株式会社、宝酒造株式会社
発行時における 当初の資金使途	出店費用
発行時における 支出予定時期	2018年8月～2019年2月
現時点における 充 当 状 況	全額充当済

② 第三者割当による第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行

割 当 日	2021年2月8日
発行新株予約権数	6,000 個 第6回新株予約権：3,000 個 第7回新株予約権：3,000 個
発 行 価 額	総額 2,109,000 円 (第6回新株予約権1個当たり499円、第7回新株予約権1個当たり204円)
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	840,909,000 円
割 当 先	株式会社 SBI 証券
募集時における 発行済株式総数	3,011,300 株
当該募集による 潜在株式数	600,000 株 第6回新株予約権：300,000 株 第7回新株予約権：300,000 株
現時点における 行 使 状 況	第6回新株予約権：300,000 株 (残新株予約権数0個) 第7回新株予約権：0 株 (残新株予約権数3,000 個)
現時点における 調 達 資 金 の 額 (差引手取概算額)	差引手取概算額：300 百万円 (第6回新株予約権：300 百万円、第7回新株予約権：0 円)
発行時における 当 初 の 資 金 使 途	①既存ブランドの強化及びリブランド：200 百万円 (2021年3月～2023年2月)

及び支出予定時期	②新ブランドの開発・出店：440 百万円（2021 年 6 月～2024 年 2 月） ③E コマース等の時流にあった食の事業への参入：200 百万円 （2021 年 3 月～2024 年 2 月）
現時点における 充 当 状 況	第 6 回新株予約権の行使による調達資金は①のうち既存ブランドへのセルフレジの導入及び新規出店に加え、③を見越した自社加工工場の新設等へ充当を予定しており、先行き不透明な状況は続いているものの支出予定時期に大きな変更はございません。 なお、②につきましては第 7 回新株予約権の行使による調達資金を充当する予定であります。

## 1 1. 発行要項

別紙 I 「A種優先株式発行要項」をご覧ください。

## 1 2. A種優先株式発行の日程

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| (1) 取締役会決議日    | 2021 年 7 月 26 日     |
| (2) 本引受契約の締結日  | 2021 年 7 月 26 日     |
| (3) 本臨時株主総会決議日 | 2021 年 8 月 27 日（予定） |
| (4) 払込期日       | 2021 年 8 月 31 日（予定） |

## II. 本定款変更について

### 1. 本定款変更の目的

A種優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてA種優先株式を追加し、A種優先株式に関する規定を新設するものです。

なお、本定款変更については、本臨時株主総会において当該定款変更に係る議案について必要な承認が得られること及び本臨時株主総会において本第三者割当増資に係る議案について必要な承認が得られることを条件とします。

### 2. 本定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙 II 「定款変更案」のとおりです。

### 3. 本定款変更の日程

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| (1) 取締役会決議日    | 2021 年 7 月 26 日     |
| (2) 本臨時株主総会決議日 | 2021 年 8 月 27 日（予定） |
| (3) 効力発生日      | 2021 年 8 月 31 日（予定） |

## III. 本資本金等の額の減少について

### 1. 本資本金等の額の減少の目的

本資本金等の額の減少は、当社の業容及び損益の現状を踏まえ、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図ることが目的であります。本資本金等の額の減少のうち、資本金の額を 161,368,751 円から 151,368,751 円減少して 10,000,000 円とする部分については、本臨時株主総会において当該資本金の額の減少に係る議案が承認可決されることを条件としています。

また、本第三者割当増資の決定に伴い、資本金の額及び資本準備金の額を、本第三者割当増資に係る払込みと同時に、本第三者割当増資により増加する資本金の額及び資本準備金の額と同額分減少することいたしました。当該資本金の額及び資本準備金の額の減少については、本第三者割当増資に係る払込みと同時に、これにより増加する限度で行うものであるため、臨時株主総会の決議を経ずに、取締役会の決議において決定いたしました。

### 2. 本資本金等の額の減少の要領

#### (1) 減少する資本金の額

2021 年 8 月 31 日を効力発生日として、本第三者割当増資前の資本金の額 161,368,751 円を 151,368,751 円減少して、10,000,000 円とします（以下「本第三者割当増資前の資本金の減少」と

いいます。)

また、2021年8月31日を効力発生日として、上述の151,368,751円の減少に加えて、資本金の額を本第三者割当増資により増加する資本金の額と同額分である250,000,000円減少することにより、最終的な資本金の額を10,000,000円とします。

(2) 減少する資本準備金の額

2021年8月31日を効力発生日として、本第三者割当増資により増加する資本準備金の額と同額分である250,000,000円を減少することとします(上記(1)に記載した本第三者割当増資により増加する資本金の額と同額分である250,000,000円の資本金の額の減少と併せて、以下「本第三者割当増資に伴う資本金等の減少」といいます。)

(3) 本資本金等の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第3項並びに会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金の額及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行ったうえで、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 本資本金等の額の減少の日程

- (1) 取締役会決議日 2021年7月26日
- (2) 債権者異議申述公告 2021年7月30日
- (3) 債権者異議申述最終期日 2021年8月30日
- (4) 本臨時株主総会決議日 2021年8月27日(予定)
- (5) 本第三者割当増資前の資本金の額の減少の効力発生日  
2021年8月31日(予定)
- (6) 本第三者割当増資に伴う資本金等の減少の効力発生日  
2021年8月31日(予定)

4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、「純資産の部」における勘定の振替処理であり、当社の損益及び純資産額の変動はなく、業績に与える影響はありません。

以上

## ユナイテッド&amp;コレクティブ株式会社

## A種優先株式 発行要項

1. 募集株式の種類	ユナイテッド&コレクティブ株式会社 A種優先株式
2. 募集株式の数	500株
3. 払込金額	1株につき1,000,000円
4. 払込金額の総額	500,000,000円
5. 増加する資本金の額	250,000,000円 (1株につき500,000円)
6. 増加する資本準備金の額	250,000,000円 (1株につき500,000円)
7. 払込期日	2021年8月31日
8. 割当先/株式数	DBJ 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合に全株式を割り当てる。

## A種優先株式の内容

9. 剰余金の配当	
(1) 期末配当の基準日	当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。
(2) 期中配当	当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。
(3) 優先配当金	当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、下記9. (4)に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。
(4) 優先配当金の額	優先配当金の額は、A種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。 A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金（下記9. (5)において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（た

	だし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。
(5) 累積条項	ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「未払A種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。
(6) 非参加条項	当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、上記9. (4)に定める優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。
10. 残余財産の分配	
(1) 残余財産の分配	当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、A種優先株式1株当たり、下記10. (2)に定める金額を支払う。
(2) 残余財産分配額	
①基本残余財産分配額	A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記12. (2)①に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本残余財産分配額」という。）とする。
②控除価額	上記10. (2)①にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記12. (2)②に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記10. (2)①に定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記10. (2)①に定める基本残余財産分配額から控除する。
(3) 非参加条項	A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。
11. 議決権	A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。
12. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）	
(1) 償還請求権の内容	A種優先株主は、いつでも、当社に対して金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、下記12. (2)に定める金額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四

	捨五入する。以下「償還価額」という。)の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。
(2) 償還価額	
①基本償還価額	A種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額(以下「基本償還価額」という。)とする。  (基本償還価額算式) 基本償還価額=1,000,000円×(1+0.04) <sup>m+n/365</sup>  払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。
②控除価額	上記12.(2)①にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金(償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、A種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記12.(2)①に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記12.(2)①に定める基本償還価額から控除する。  (控除価額算式) 控除価額=償還請求前支払済優先配当金×(1+0.04) <sup>x+y/365</sup>  償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。
(3) 償還請求受付場所	東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル23階 ユナイテッド&コレクティブ株式会社
(4) 償還請求の効力発生	償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。
13. 金銭を対価とする取得条項(強制償還)	
(1) 強制償還の内容	当会社は、いつでも、当会社の取締役会決議に基づき別に定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当会社がA種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記13.(2)に定める金額(以下「強制償還価額」という。)の金銭を交付することができる(以下、この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。)。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。
(2) 強制償還価額	
①基本強制償還価額	A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記12.(2)①に定める基本償還価額算式(ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。)によって計算される基本償還価額相当額(以

		下「基本強制償還価額」という。)とする。
	②控除価額	上記 13. (2)①にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金（強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A 種優先株式 1 株当たりの強制償還価額は、上記 12. (2)②に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記 13. (2)①に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記 13. (2)①に定める基本強制償還価額から控除する。
14. 株式の併合又は分割等		法令に別段の定めがある場合を除き、A 種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A 種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当を行わない。



## 定款変更案

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	定款変更案
<p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>12,045,200 株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、<u>100 株</u>とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数等) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>12,045,200 株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は 12,045,200 株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は 500 株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、<u>普通株式について 100 株、A種優先株式について 1 株</u>とする。</p> <p>第 2 章の 2 <u>A種優先株式</u> (<u>A種優先配当金</u>) 第 11 条の 2 当社は、第 42 条の規定に従い、<u>剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された A種優先株式を有する株主</u> (以下「<u>A種優先株主</u>」という。) または <u>A種優先株式の登録株式質権者</u> (以下「<u>A種優先登録株式質権者</u>」といい、<u>A種優先株主と併せて「A種優先株主等</u>」という。) に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された <u>普通株式を有する株主</u> (以下「<u>普通株主</u>」という。) または <u>普通株式の登録株式質権者</u> (以下「<u>普通登録株式質権者</u>」といい、<u>普通株主と併せて「普通株主等</u>」という。) に先立ち、<u>A種優先配当金として、A種優先株式 1 株につき、A種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払 A種優先配当金</u> (次項において定義される。) (もしあれば) の合計額に年率 4.0% を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日</p>

<p>(新設)</p>	<p><u>の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「A種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</u></p> <p><u>② ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るA種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払A種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。</u></p> <p><u>③ 当社は、A種優先株主等に対して、A種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。</u></p> <p><u>（A種期中優先配当金）</u></p> <p><u>第11条の3 当社は、第42条または第43条の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主等に対して、普通株主等に先立ち、A種優先</u></p>
-------------	---

<p>(新設)</p>	<p><u>株式1株につき、A種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「A種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</u></p> <p><u>（剰余財産の分配）</u></p> <p><u>第11条の4 当社は、剰余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、A種優先株式1株当たり、次条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額および控除価額相当額は、基本償還価額算式および控除価額算式における「償還請求日」を「剰余財産分配日」（剰余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（剰余財産分配日までの間に支払われたA種優先配当金</u></p>
-------------	--

(新設)

(残余財産分配日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

② A種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

(金銭を対価とする償還請求権)

第11条の5 A種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、A種優先株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること(以下「償還請求」という。)ができる。当会社は、かかる請求(以下、償還請求がなされた日を「償還請求日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。

② A種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。

(基本償還価額算式)

(新設)	<p><u>基本償還価額</u>  <math>= 1,000,000 \text{ 円} \times (1 + 0.04)^{m+n/365}</math></p> <p><u>払込期日 (同日を含む。)</u> から <u>償還請求日 (同日を含む。)</u> までの期間に属する日数を「<u>m 年と n 日</u>」とし、「<u>m+n/365</u>」は「<u>(1+0.04)</u>」の指数を表す。</p> <p><u>(控除価額算式)</u>  <u>控除価額 = 償還請求前支払済優先配当金</u>  <math>\times (1 + 0.04)^{x+y/365}</math></p> <p><u>「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われた A 種優先配当金 (償還請求日までの間に支払われた A 種期中優先配当金を含む。)</u> の支払金額とする。</p> <p><u>償還請求前支払済優先配当金の支払日 (同日を含む。)</u> から <u>償還請求日 (同日を含む。)</u> までの期間に属する日の日数を「<u>x 年と y 日</u>」とし、「<u>x+y/365</u>」は「<u>(1+0.04)</u>」の指数を表す。</p> <p><u>③ 本条第 1 項に基づく償還請求の効力は、A 種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</u></p> <p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u>  <u>第 11 条の 6 当社は、いつでも、当会社の取締役会決議に基づき別に定める日 (以下、本条において「強制償還日」という。) の到来をもって、A 種優先株式の全部または一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。A 種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。A 種優先株式 1 株当たりの取</u></p>
------	--

	<p><u>得価額は、前条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額および控除価額相当額は、基本償還価額算式および控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」（強制償還日までの間に支払われたA種優先配当金（強制償還日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）とする。</u></p> <p><u>なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</u></p>
(新設)	<p><u>(議決権)</u></p> <p><u>第11条の7 A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p>
(新設)	<p><u>(株式の併合または分割等)</u></p> <p><u>第11条の8 法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。A種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。</u></p>
(新設)	<p><u>(種類株主総会への準用)</u></p> <p><u>第11条の9 第3章の規定（株主総会に係る規定）は、種類株主総会について準用する。</u></p>

以上